

令和6年度 第4回
広島県自動車小売業
最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料
No. 1

第3回広島県自動車小売業最低賃金専門部会議事要旨

P. 1

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年10月10日(木) 8時56分～10時48分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2人 出席 3人 出席 3人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「価格転嫁の相手がお客様であり、取引の感触、マインド、風土など大きく変えていかなくてはならない。新たなことにチャレンジできる風土を作っていくためにも、安心して働くことができる環境を整備していくことが必要である。労働力人口減少が一時的に留まる可能性のある2025年に向けて、減り続ける20から30歳までの労働人口の皆さんに自動車小売業を選択していただくためにも、縮まり続ける地賃に対する優位性を反転させることにこだわりをもっている。しかし、前回提示額にこだわることで審議が前に進まないことや、今後も自動車小売業の審議を継続していきたいことから、地賃と同額の50円、1,043円を提示する。」と金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は、「連合広島の組合員300人未満の春闘平均賃上げ率は4.53%となっている。さらに、中小企業の賃上げ率については、日本商工会議所の発表で3.62%である。この数字のうち、人手確保のための防衛的賃上げを行っている企業が6割を占めるという調査もある。従業員30人未満を対象とする賃金改定状況調査第4表では2.3%となっている。これらを踏まえて考えると、中小・零細企業に視線を置いて考えるべきである。価格転嫁が進まず賃上げ原資が乏しいことを考えると、前回提示した40円、引上げ率4.03%を再提示する。」との金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねた結果、労働者代表委員側が47円、使用者代表委員側が42円との意向を示したが、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定。</p> <p>第4回 広島県自動車小売業最低賃金専門部会 日時及び会場を調整のうえ開催 主な議題 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について</p>			